

★雇用保険料率

令和7年4月～令和8年3月までの雇用保険料率が発表されました。雇用調整助成金が落ち着いたせいかな昨年度より少し下がりました。

	労働者負担	事業主負担		雇用保険料率
		失業給付・育児休業給付	二事業	
一般の事業	5.5 / 1,000	9 / 1,000	3.5 / 1,000	14.5 / 1,000
農林水産・清酒製造	6.5 / 1,000	10 / 1,000	3.5 / 1,000	16.5 / 1,000
建設の事業	6.5 / 1,000	11 / 1,000	4.5 / 1,000	17.5 / 1,000

★パートの社会保険加入

厚労省は、パート労働者の社会保険の加入拡大に向け、企業規模要件の撤廃時期を2035年にする方針。中小企業の負担に懸念が広がっていることに配慮した。労働者の保険料負担を肩代わりする中小企業に、保険料を財源とする支援金を出す仕組みもつくる。

パート労働者は、現在以下の①～③全てを満たすと社会保険に加入して保険料を納める義務が発生する。

- ①企業規模が51人以上
- ②所定労働時間が週20時間以上
- ③賃金月額8.8万円以上(年収106万以上)

保険料は月収の約30%を労使が半分ずつ負担するため、事業主負担も増える。賃上げも進む中で中小企業の負担が厳しいという慎重論が出たため、撤廃時期を遅らせる案を示した。5人以上の個人事業所についても既存の個人事業所を対象とすることを見送った。

【パート労働者の厚生年金加入を後倒し】

企業規模(現在は51人)			
1月24日案		29日案	
時期	規模	時期	規模
27年10月	21人以上	27年10月	36人以上
29年10月	規模要件なし	29年10月	21人以上
		32年10月	11人以上
		35年10月	規模要件なし
既存の個人事業所			
33年10月までに		見送り	
新設の個人事業所			
29年10月		29年10月	

※個人事業所は5人以上。一部業種は加入済み

★車通勤手当非課税額上げ

近年のガソリン価格の上昇に対応し、2025年秋にも勤務先から受け取る自動車通勤手当の非課税額を11年ぶりに増額する。具体的な額はまだわかっていない。

現行制度は自家用車での通勤距離が片道2km以上10km未満の場合、通勤手当の月額から4,200円を差し引いた部分に税率を掛けて課税額を計算している。55km以上では月31,600円を非課税とし、2km未満では手当の全額が課税対象となる。

レギュラーガソリンの店頭価格は全国平均で14年1月と比べて2割近く上昇。

★就業者最多6781万人

働く人が過去最多となった。2024年の就業者数は6781万人と前年から34万人が増え、女性やシニア層の就労が広がり、正規雇用が増加した。日本経済は生産性を高めながら、どう人手不足に対応するかという課題に直面する。

【2024年の労働力】

就業者数	6781万人(34万人増)
女性	3082万人(31万人増)
65歳以上	930万人(16万人増)

就業者とは15歳以上の人の内仕事を持って働いている人や、一時的に休業している人を指す。就業者数は景気回復などを反映し、2013年以降女性やシニアを中心に増加してきたが、コロナの影響で前年比40万人減少した。その後は穏やかに回復が続いた。

厚労省によると介護や建設分野では有効求人倍率が4倍を超える職種もある一方、事務系は1倍を下回る。



白梅